

令和6年度(2024年度)

熊本市勤労青少年ホーム運営委員会

議事資料

運営委員会 議事資料 目次

(1)施設の運営状況について

①熊本市勤労青少年ホームの概要	1～2
②勤労青少年ホームの事業一覧	3～4
③勤労青少年ホーム利用状況等	5～6
④過去5年間の主要講座の推移	7

(2)運営にあたっての課題とこれまでの対応について

①利用者の減少	8
②主催講座における利用者の偏り	9
③青少年の自立支援	9

(3)施設の状況と今後の対応について

①施設の現況	10
②利用者数の推移	10
③老朽化対策	11
④全国の状況	11
⑤今後の方向性	11

<参考資料>

(1) 熊本市勤労青少年ホーム条例等関係法令	12～13
(2) 熊本市勤労青少年ホーム施設概要図	14

(1)施設の運営状況について

① 熊本市勤労青少年ホームの概要

- 建設年度 平成2年度(旧北部町)
- 面積
 - ・土地 2,519.59㎡(駐車スペース 48台)
 - ・建物(延床面積) 756.50㎡
- 開館時間
 - ・月曜日～金曜日:午前9時～午後9時
 - ・土曜日:午前9時～午後5時
- 休館日 日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日～1月4日)
- 利用者等
 - (1) 青少年(15歳～45歳)
 - ・使用料 免除
 - ・使用手続 申請により「熊本市勤労青少年ホーム利用証」の交付を受ける。(年度更新)
 - ・使用時間 「開館時間」と同様
 - (2)(1)以外(公民館、一般貸館)
 - ・使用料 2ページ参照
 - ・使用手続 「熊本市勤労青少年ホーム使用許可申請書」を提出し、使用料を納入。
使用希望日の属する月の1ヶ月前より申請可能。
 - ・使用時間 午前9時～午後5時(平日・土曜)

(1)施設の運営状況について

【勤労青少年ホーム使用料】

部屋名称	使用区分	使用料(円)	冷暖房使用料(円)
音楽室	午前	900	150
	午後	1,000	150
講習室 談話室 集会室 茶室	午前	400	100
	午後	500	100
調理実習室	午前	1,500	150
	午後	1,700	150
体育室	午前	2,000	照明使用料 200円/時間
	午後	2,500	

※午前 9:00～12:00 午後 13:00～17:00

○公民館講座利用及び一般貸館については、上記使用料を支払う。

（公民館講座）

英会話、絵手紙、着物着付け、茶道裏千家、フラダンス、カラオケ、童謡・愛唱歌、琴教室、健康太極拳、健康卓球、日本舞踊、ふれあいダンススポーツ等

（一般貸館）

公民館講座が月2回までの開催のため、それ以上活動する場合は一般貸館として取り扱っている。（公民館講座の2回に加え、プラス3回の一般貸館での利用が可能）。一般貸館の大部分は、公民館講座の枠外利用が占めている。

○青少年のサークル活動は使用料免除。

15歳～45歳のスポーツ、レクリエーション、趣味、教養などの活動は、『サークル活動』として使用料免除。

原則、夜間もしくは土曜日に開催

（サークル）

実用書道、茶道裏千家

(1)施設の運営状況について

②令和5年度 勤労青少年ホームの事業一覧

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る	主 催 講 座	スポーツ系			文化系		
		講座名	開催（予定）期間	実績	講座名	開催（予定）期間	実績
		ZUNBA GOLD 1	5月～6月	8回	ゆかた着付け	6月～7月	4回
		リラックスヨガ 1	6月～8月	6回	着物着付け	11月～12月	6回
		リラックスヨガ 2	9月～11月	6回			
		リンパケア体操 1	5月～6月	4回			
		リンパケア体操 2	9月～10月	4回			
		ピラティス	10月～11月	7回			
		リラックスヨガ 3	1月～3月	6回			
		ZUNBA GOLD	1月～3月	8回			
	サ ー ク ル 活 動				書道	4月～3月	12回
					茶道裏千家	4月～3月	6回
	職 業 相 談	勤労者のための職業相談	4月～3月 第2・4木曜日	1回			

※引き続き、新型コロナウイルスの状況を確認しながら、講座数はR4の状況を参考にして実施。

(1)施設の運営状況について

②令和6年度 勤労青少年ホームの事業一覧（令和6年12月末までの実績と予定）

青少年の福祉の増進や職業能力の向上を図る

	スポーツ系			文化系		
	講座名	開催（予定）期間	実績	講座名	開催（予定）期間	実績
主催講座	ZUNBA GOLD 1	5月～6月	8回	着物着付け 1	5月～6月	6回
	ZUNBA GOLD 2	1月～2月	8回	着物着付け 2	11月～12月	6回
	リラックスヨガ 1	6月～9月	6回			
	リラックスヨガ 2	9月～11月	6回			
	リラックスヨガ 3	1月～2月	7回			
	リンパケア体操	5月～6月	4回			
	ピラティス	10月～11月	9回			
	姿勢改善ピラティス	6月～9月	6回			
	こつぱん体操	9月～10月	4回			
サークル活動				書道	4月～3月	18回
				茶道裏千家	4月～3月	9回
職業相談	勤労者のための職業相談	4月～3月 第2・4木曜日	6回			

(1)施設の運営状況について

③勤労青少年ホーム 利用状況等（令和5年度）

区分	ホーム主催講座	勤労者のための職業相談	サークル活動	一般貸館	公民館自主講座
期間	各講座 1 ～ 3 ヶ月程度	通年（2 回／月）	通年	通年	通年・2 回／月
利用年齢	2 0 歳以上	1 5 歳～4 5 歳	1 5 歳～4 5 歳	高校生以下は保護者と それ以上はどなたでも	公民館による
利用料金	無料	無料	無料	有料	有料
利用目的	青少年の福祉の増進や職業 能力の向上を図る	生活、職業、健康等に関す る相談及び指導	1 5 歳～4 5 歳の方のス ポーツ・レクリエーショ ン、趣味活動を支援する	公民館自主講座の枠外使用 （追加は月 3 回まで）	公民館自主講座の追加活動
利用室	各室	音楽室	各室	各室	各室
主な活動 内容	リラックスヨガ1 リラックスヨガ2 リラックスヨガ3 リンパケア体操1 リンパケア体操2 ピラティス ZUNBA GOLD 1 ZUNBA GOLD 2 ゆかた着付け 着物着付け	再就職、転職等相談	実用書道 茶道裏千家	健康卓球 3 B体操 ペン習字 レクダンス ヨーガ 鍵盤ハーモニカ合奏 調理 フラダンス	健康卓球 日本舞踊 絵手紙 着物着付け 茶道裏千家 ヨーガ カラオケ 童謡・愛唱歌 琴教室
実績	96件 532人	1件 1人	72件 136人	285件 1,886人	543件 3,863人
備考				夜は使用不可	夜は使用不可

(1)施設の運営状況について

③勤労青少年ホーム 利用状況等（令和6年度）※実施予定も含む。実績は令和6年12月末日時点。

区分	ホーム主催講座	勤労者のための職業相談	サークル活動	一般貸館	公民館自主講座
期間	各講座1～3ヶ月程度	通年（2回／月）	通年	通年	通年・2回／月
利用年齢	20歳以上	15歳～45歳	15歳～45歳	高校生以下は保護者と それ以上はどなたでも	公民館による
利用料金	無料	無料	無料	有料	有料
利用目的	青少年の福祉の増進や職業 能力の向上を図る	生活、職業、健康等に関す る相談及び指導	15歳～45歳の方のス ポーツ・レクリエーショ ン、趣味活動を支援する	公民館自主講座の枠外使用 （追加は月3回まで）	公民館自主講座の追加活動
利用室	各室	音楽室	各室	各室	各室
主な活動 内容	リラックスヨガ1 リラックスヨガ2 リラックスヨガ3 リンパケア体操 姿勢改善ピラティス ピラティス ZUNBA GOLD1 ZUNBA GOLD2 こつぱん体操 着物着付け1 着物着付け2	再就職、転職等相談	実用書道 茶道裏千家	なかよし卓球 琴・三絃教室 3B体操 懐かしい歌 レクダンス 太極拳 鍵盤ハーモニカ合奏 着物着付け	健康卓球 日本舞踊 絵手紙 着物着付け 茶道裏千家 ヨーガ カラオケ 骨盤体操 フラダンス 太極拳
実績	94件 603人	1件 1人	54件 100人	177件 1,347人	433件 2,890人
備考				夜は使用不可	夜は使用不可

(1)施設の運営状況について

④過去5年間の主催講座の推移

年度	講座数	講座名
令和2年度	0	新型コロナウイルス感染防止のため中止
令和3年度	2	パワーヨガ、ボディ・メイク・レッスン
令和4年度	10	リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、リンパケア体操1、リンパケア体操2、ピラティス1、ボディメイクレッスン いきいきウォーキング、ピラティス2、リラックスヨガ3、 ZUNBAGOLD
令和5年度	10	ZUNBAGOLD1、リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、 リンパケア体操1、リンパケア体操2、ゆかた着付け、 ピラティス、着物着付け、ZUNBAGOLD2、リラックスヨガ3
令和6年度	11	ZUNBAGOLD1、リラックスヨガ1、リラックスヨガ2、リンパ ケア体操、ピラティス、姿勢改善ピラティス、着物着付け1、 着物着付け2、ZUNBAGOLD1、リラックスヨガ3、こつばん 体操

※令和2～5年度は新型コロナウイルス感染防止のため全部または一部講座未実施

(2)運営にあたっての課題とこれまでの対応について

①利用者の減少

【課題】 利用者の減少

主催講座やサークル等の利用者が減少傾向にある。
平成26年度からの10年間で、約1万人減少。
H26 16,723人 ⇒ R5 6,565人
（内主催講座 2,844人 ⇒ 680人）
（ サークル 768人 ⇒ 136人）

（要因）

○青少年を取り巻く環境(時代背景)の変化

- ・青少年人口の減少（※）
- ・都市化・核家族化の進展
- ・情報化社会の進展(SNSの普及)による学ぶ
 機会の多様化

※総人口に占める青少年(15～34歳)の割合

2000.4	28.2%
2014.4	22.3%
2024.4	20.2%

（熊本市の住民基本台帳人口より）

- 民間カルチャーセンターや娯楽施設等の増加
- 勤労青少年ホームの認知度不足

【これまでの対応】 広報の強化と講座内容の見直し

多くの方に利用してもらえるよう積極的な情報発信を継続するとともに、利用者のニーズに応じた講座の開催、あわせてサークル活動の活性化を図った。

○事業の積極的な情報発信

ホームページ、フェイスブック、市政だよりの他、若年層をターゲットとしたSNS等多様な媒体を活用しながら、事業内容や魅力を積極的に発信するとともに、関係機関への周知協力や講講座の最終日に、参加者に対し知人等への紹介を依頼した。

○利用者のニーズに応じた講座の開催

各種スポーツ系講座の開催など、過去のアンケート調査等により要望のあった講座を開催した。

○サークル活動の活性化

ホームページ等によるサークル活動の紹介や加入案内を強化するとともに、主催講座の開催時に、講座生へサークル活動を紹介するなど、加入案内を積極的に実施した。

(2)運営にあたっての課題とこれまでの対応について

②主催講座における利用者の偏り

【課題】 主催講座における利用者の偏り

利用者が比較的固定しており、新規利用者が少なく、特定の主催講座への偏りが見られる。

○スポーツ系講座への受講生の集中

スポーツ系講座には、募集定員を上回る講座生が集まるが、文化系は定員割れの状態が続いている。

<スポーツ系>

ZUMBA、ピラティス、リッラクスヨガ
リンパケア体操等

<文化系>

ゆかた・着物着付け

【これまでの対応】 文化系講座の充実強化

○魅力ある文化系講座の開設

アンケート結果等も踏まえ、青少年の興味をひくカルチャーや流行を反映した主催講座の開設を検討。具体的には、画像編集、SNS、ペットの飼い方講座等。

以前実施し、好評だったものを含め検討を行ったが講師を確保できない等により開設できていない。

③青少年の自立支援

【課題】 青少年の自立支援

「勤労青少年福祉法」が「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められたことにより、青少年のキャリアアップや自立支援についての取組を推進する必要がある。

【これまでの対応】 職業情報の提供等

○職業情報コーナーの設置

館内の「ハローワーク情報コーナー」に、職業相談や就職説明会等のポスターを掲示した。

○職業相談の開催

利用が低迷しているため、SNS等も含めた広報活動を実施した。

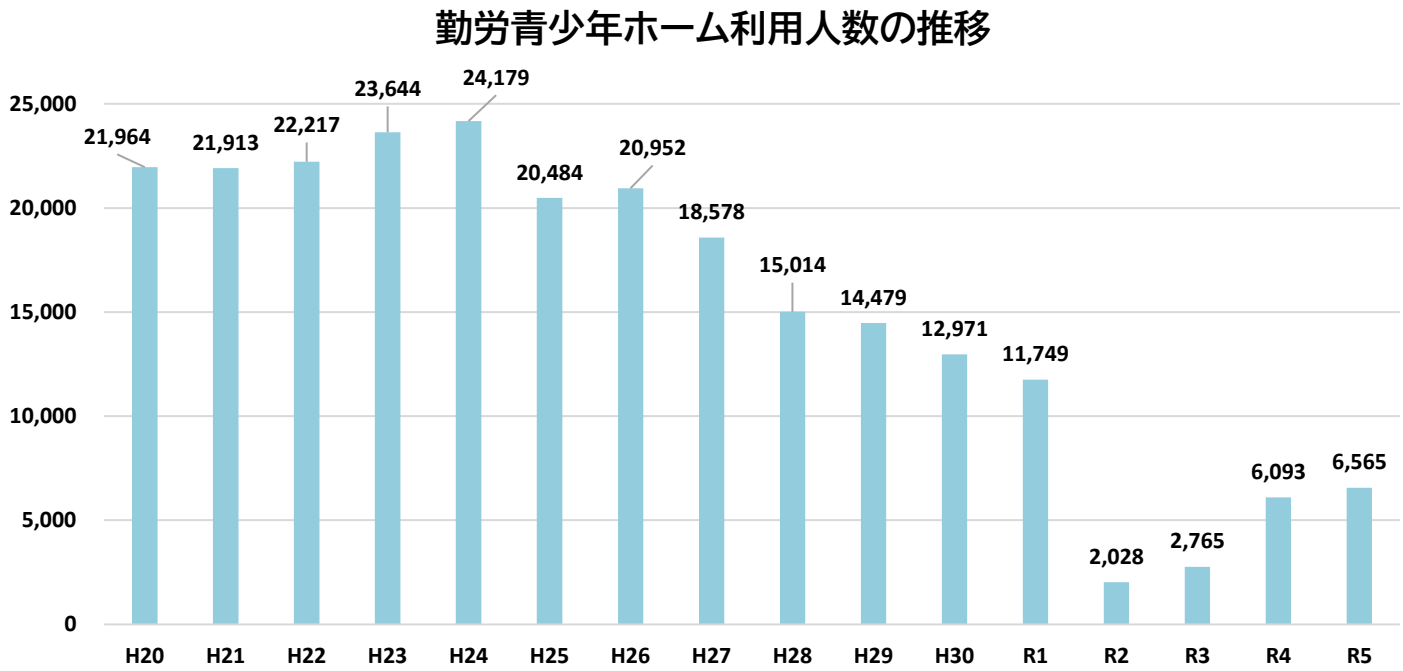
(3)施設の状況と今後の対応について

①施設の現況

当ホームは平成2年(1989年)2月に竣工し、現在で36年が経過している。
施設そのものの耐用年数は70年で、令和41年(2059年)までとなっている。
耐震性能については、平成12年(2000年)に改正された現在の耐震基準を満たしていない。

②利用者数の推移

平成24年(2012年)以降、利用者は年々減少していた中で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ホームの閉館や主催講座の中止を行った。
その後、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、通常通りの運営となったものの、主催講座、特に文化系の講座については定員割れとなるなど、利用者はほとんど増加していない。



(3)施設の状況と今後の対応について

③老朽化対策

竣工から36年が経過したことに加え、平成28年には熊本地震による被害も受けており、給排水設備の劣化による漏水、外壁のひび割れ、天井からの雨漏り、窓や網戸のがたつきなどの老朽化が進んでいる。

そのため、漏水等についてはその都度対処を行いながら、施設長寿命化計画に基づき、令和5年度に屋上の防水工事、令和6年度に防災設備の更新を実施するなどの老朽化対策を実施している。

④全国の状況

平成27年度の「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」の施行により、同法は「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改められ、「地方自治体は必要に応じ勤労青少年ホーム設置に努めなければならない」という条文が廃止されるなどの法改正が行われるとともに、青少年のニーズの変化、インターネットや各種SNS等のソーシャルメディアの普及に伴い、全国の勤労青少年ホームはピーク時の半分以下に減少している。

⑤今後の方向性

当該施設の耐用年数は70年であるが、建築から36年が経過し、経年劣化による老朽化に加え、熊本地震により目視できない箇所への影響がある可能性があり、さらに現行の耐震基準を満たしていないなど課題が多い。

また、新型コロナウイルス感染症による影響が始まる前から利用者は減少傾向にある。

熊本市公共施設等総合管理計画においても、「勤労青少年ホームは、施設の当初の設置目的と照らし合わせ、真に必要な施設であるのか、他の施設による代替が可能ではないか等について検討を行うとともに、地域の実態等を勘案しながら、施設の存廃を含め今後のあり方を判断することが必要な施設である」と位置づけられている。(熊本市公共施設等総合管理計画 P52)

現在の熊本市公共施設等総合管理計画の実施計画では、施設長寿命化計画に基づき、令和9年度に大規模改修の基本計画を決定、令和10年度から大規模改修の基本設計・実施設計を開始する予定であるが、上記の状況等に鑑み、令和7年度から施設の今後のあり方に関して検討を進める予定である。

熊本市勤労青少年ホーム条例(抜粋)

(設置)

第1条 市は、勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与するため、熊本市勤労青少年ホーム(以下「青少年ホーム」という。)を設置する。

(事業)

第3条 青少年ホームは、勤労青少年を対象とした事業等で次に掲げるものを行なう。

- (1) 生活、職業、健康等に関する相談及び指導
- (2) グループ活動の推進及び指導
- (3) 保健、体育及びレクリエーション活動の推進並びに指導
- (4) 一般教養及び実務教育に関する講演会、講習会、座談会その他各種講座の開催
- (5) 映画、演劇、音楽会等の開催
- (6) 前号に定めるもののほか、市長が勤労青少年の健全な育成と福祉の増進に寄与すると認める事業
- (7) その他市長が必要と認める事業

(運営委員会)

第17条 青少年ホームの運営について調査審議するため、熊本市勤労青少年ホーム運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要事項は、規則で定める。

熊本市勤労青少年ホーム条例施行規則(抜粋)

(委員会の職務)

第12条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 青少年ホームの運営方針に関すること。
- (2) 青少年ホームの利用の普及に関すること。
- (3) その他市長が認めたこと。

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

(会議)

第14条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第15条 委員長は、緊急の必要があり委員会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に送付し審議することをもって委員会の会議に代えることができる。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(要旨)

平成27年9月18日公布

- (1) 「勤労青少年福祉法」の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。
- (2) この法律の目的として、青少年について、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることによって、その雇用の促進、キャリア形成等を図ることを通じて、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるようにすること、さらに、青少年の福祉の増進を図るとともに、経済社会の発展に寄与することを定めるものであること。

・・・中略・・・

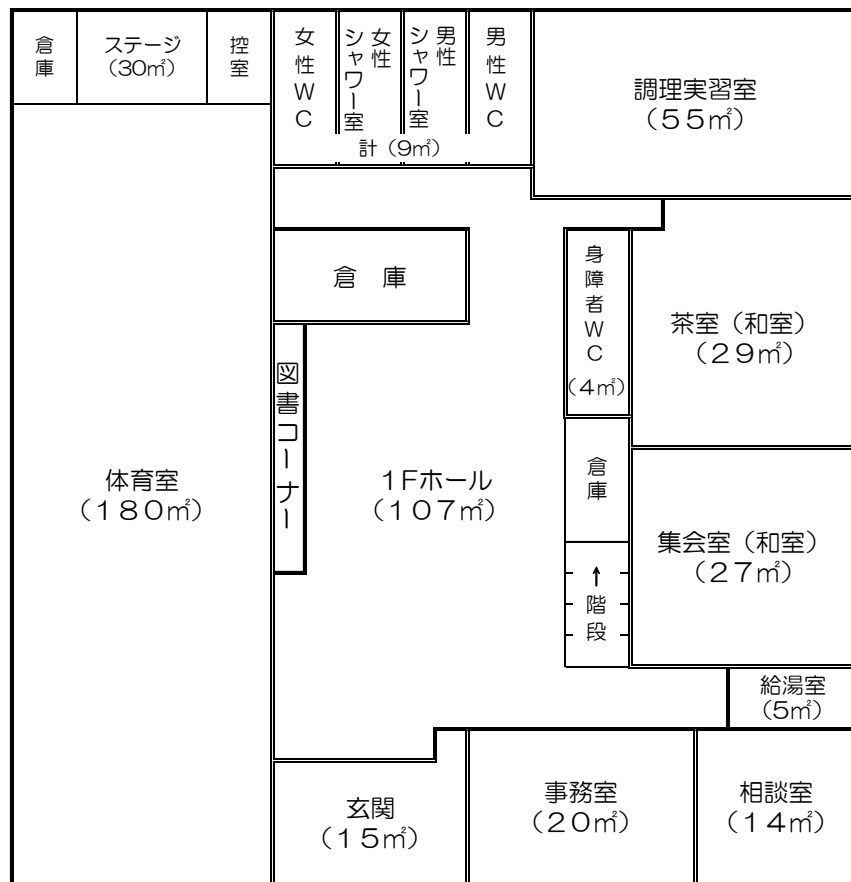
青少年を巡る雇用情勢や青少年雇用対策の現状を踏まえ、青少年はおおむね35歳未満の者とする。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね45歳未満の者についても、その対象とすることは妨げないものとする。

(法改正に伴う勤労青少年ホームの位置付けについて)

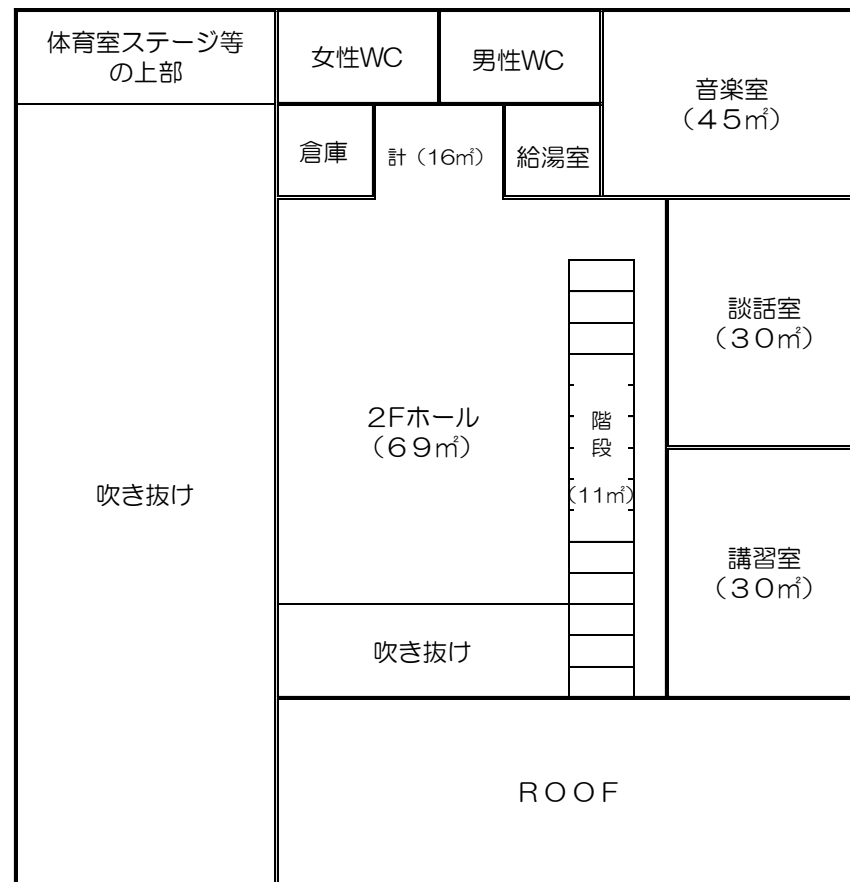
法改正に伴い、(旧法)勤労青少年福祉法第15条にある「地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するように努めなければならない。」との規定は、(新法)青少年の雇用の促進等に関する法律では削除された。

なお、新法においても、地域の実情に応じて、勤労青少年ホームの設置が妨げられるものではないとされ、熊本市では、「熊本市勤労青少年ホーム条例」が設置根拠となっている。

熊本市勤労青少年ホーム（施設概要図）



1階



2階